


所管部課	市民部 産業振興課	部長	田村 美砂		
件名	東大和市中小企業勤労者生活資金融資条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 東大和市中小企業勤労者生活資金融資条例について、民法改正に伴い成年年齢が引き下げられることから、条例の一部を改正する。</p> <p>(2) 改正の要旨 条例第8条第1号中「20歳」を「18歳」に改める。</p> <p>(3) 施行日 令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 改正法の内容に則した事業の実施ができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和4年1月7日 文書課において審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和4年東大和市議会第1回定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。